

沖縄県病害虫総合防除計画（概要版）

国の動き・背景

○策定の趣旨：

・ 近年、温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加に伴う、有害動植物の侵入まん延リスクの高まりや化学農薬の低減等による環境負荷低減が国際的な課題となっていることに加え、国内では薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、発生の予防を含めた防除の普及が急務。

・ このような状況を踏まえ、国では、植物防疫法の一部を改正する法律を令和4年5月に公布（令和5年4月1日施行）。

・ 改正後の植物防疫法（以下「法」という。）第22条の2第1項の規定の例に基づき、令和4年11月に農林水産大臣が、「指定有害動植物※1の総合防除を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を定めたところ。

・ また、法第22条の3第1項に基づき、都道府県知事は、基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）を定めるものとされた。

※1 指定有害動植物：
有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別な対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。

○総合防除計画で定める事項（法第23条の3第2項）

- 1 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項
- 2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容
- 3 第24条第1項に規程する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項
- 4 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項
- 5 その他必要な事項

県の計画

1 計画策定の趣旨

同左参照

本計画は、法の第22条の3第1項の規定に基づく県の総合防除計画として位置づける。

2 総合防除の実施に関する考え方

法第22条の3第2項第1号に基づき、総合防除の実施に関し、以下の考え方にに基づき防除対策を推進する。

1. 発生予察調査の高度化・迅速化による的確な予察情報の提供により、各地域において適期に効果的な防除を推進する。
2. 指定有害動植物など特異的に発生する病害虫に対しては、関係機関と緊密な連携を図りながら、迅速にまん延防止を図り、農作物への被害防止に努める。
3. 化学的防除の他、有機物施用による土づくり等により農作物の健全な生育を確保して病害虫の発生を抑制する耕種の防除、防虫ネット等を利用して病害虫の発生を抑制する物理的防除、土着天敵の利用等を組み合わせた生物的防除を推進する。
4. 化学農薬の使用については、害虫の抵抗性や病原菌の耐性の発達を回避するため、同一農薬や同一作用機構を有する農薬の連用を避ける。
5. 農薬の使用にあたっては、農薬取締法に基づき登録された農薬を使用し、容器に表示してある使用方法、注意事項を必ず確認し、その内容を遵守するとともに、自然環境、周辺作物、地域住民等周辺環境に対し配慮する。
6. 農薬の安全使用の確認や消費者への情報提供に対応できるよう、農薬使用履歴の記帳を行うとともに、農業生産工程管理（GAP）の導入等安全安心な農作物の生産を推進する。

3 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

法第22条の3第2項第2号に基づき、農林水産大臣が指定する指定有害動植物のうち、沖縄県で栽培される主な農作物を対象に、総合防除内容を記載したものである。

農林水産大臣が指定する指定有害動植物のうち本計画の総合防除の対象とする指定有害動植物

作物名	指定有害動植物
水稻	イネミズゾウムシ、コブノメイガ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、斑点米カメムシ類、スクミリンゴガイ、いもち病、ごま葉枯病、ばか苗病、もみ枯細菌病、紋枯病
キャベツ	アブラムシ類、モンシロチョウ、菌核病、黒腐病
レタス	アブラムシ類、菌核病
トマト	コナジラミ類、うどんこ病、疫病、黄化葉巻病、すすかび病、灰色かび病、葉かび病
ピーマン	アブラムシ類、うどんこ病
かんきつ	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、かいよう病、黒点病、そうか病
かんしょ	ナカジロシタバ、基腐病
さとうきび	カンシャコバネナガカメムシ、メイチュウ類
きく	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、白さび病
作物共通	オオタバコガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ、コナガ、果樹カメムシ類

4 異常発生時防除の内容及び実施体制

（1）異常発生時防除の内容
法第22条の3第2項第3号に基づき、指定有害動植物が異常な水準で発生しており、急激なまん延を防止するため特に必要があると農林水産大臣が認めた場合（「異常発生時」）においては、以下の内容に取り組むこととする。

- ア 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
- イ 被害株や被害果のほか、発生源となり得る作物残渣の除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。
- ウ 早期収穫する。
- エ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草防除、土壌消毒等）を徹底する。

（2）異常発生時防除の実施体制

- 1）発生及び被害状況等の調査
病害虫防除技術センターは普及機関や営農支援課と協力して対象病害虫の発生及び被害状況等の調査を行い、随時、営農支援課に報告する。
- 2）防除対策の決定
営農支援課は、県関係機関及び関係団体等のうち必要な部署を招集して防除対策を協議し、防除の方針を決定する。関係機関は次のとおりとする。
ア 県関係機関：病害虫防除技術センター、農業研究センター、各農業改良普及機関、糖業農産課、園芸振興課、営農支援課（農業環境班、農業革新支援班）
イ 関係団体等：市町村、沖縄県植物防疫協会、沖縄県農業協同組合、沖縄県花卉園芸農業協同組合、沖縄県農業共済組合、沖縄県農業協同組合中央会
- 3）防除対策の実施
1）で決定した方針について、各農業改良普及機関、市町村及び沖縄県農業協同組合は、県関係機関と協力して、農業者に対して防除指導や情報提供等を行う。

5 病害虫防除の推進体制

（1）実施体制
法第22条の3第3項第4号に基づき、指定有害動植物の防除の推進体制を以下のとおり定める。
本県における効果的かつ効率的な病害虫防除を推進するため、県関係機関、市町及び関係団体は適切な役割分担のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

（2）県関係機関・市町・関係団体の役割

- 1）県関係機関
相互の情報共有と病害虫の発生状況の的確な把握、発生予察情報等の発生状況に関する情報の迅速な提供、発生状況に応じた適切な防除指導、課題となる病害虫についての防除技術の開発・普及、県病害虫総合防除計画を踏まえた指導・助言
- 2）市町村
市町村は、県病害虫総合防除計画をホームページ等により農業者等に周知を行う。また、県及び関係団体と連携しながら、必要に応じて、市町村区域内の農業者への発生予察情報等の情報提供等を含む防除指導を行う。
- 3）関係団体
関係団体は、県及び市町村と連携し、効果的な病害虫防除の推進に協力するとともに、必要に応じ、農業者等への指導・助言を行う。
- 4）農業者
農業者は、自ら栽培する農産物の安定生産を図り、周辺ほ場や地域への指定有害動植物のまん延を防止するため、総合防除の実施に努める。

6 その他事項

（1）計画の改訂
国は、5年毎に総合防除基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更するとしていることから、本計画は、国の総合防除基本指針の変更等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。